

日時：令和8年2月20日（金）
9時30分～11時30分
場所：14A会議室

第3回 宇都宮市交通安全審議会

次第

- 1 開会
- 2 委員紹介
- 3 会長・副会長の選任
- 4 議事 (仮称) 「第12次宇都宮市交通安全計画」の素案について
- 5 その他
- 6 閉会

交通安全審議会 委員名簿

選出区分	団体・役職名	氏名	選出区分	団体・役職名	氏名
1号委員 市議会議員	宇都宮市議会議員	河田 敦史	3号委員 関係団体を 代表するもの	宇都宮市交通安全推進協議会連合会 会長	木村 昇二
	宇都宮市議会議員	石川 京樹		宇都宮市私立保育園協会 副会長	佐原 美佳
	宇都宮市議会議員	平松 明夫		宇都宮市交通指導員連絡協議会 副会長	川嶋 和子
	宇都宮市議会議員	菅原 一浩		宇都宮市障害者福祉会連合会 副会長	山崎 富子
	宇都宮市議会議員	郷間 康久		宇都宮市小・中学校長会 代表	伊藤 敏子
2号委員 学識経験を 有するもの	宇都宮共和大学シティライフ学部 特任教授	古池 弘隆		宇都宮市老人クラブ連合会 副会長	竹本 政之
	宇都宮大学地域デザイン科学部 准教授	長田 哲平		宇都宮商工会議所女性部 会長	今井 キヨ
4号委員 関係行政機 関の職員	栃木県生活文化スポーツ部 くらし安全安心課長	小野寺 律子		宇都宮地区高等学校生徒指導連絡会 代表	神地 健一郎
	栃木県県土整備部 交通政策課長	橋本 達雄		宇都宮地区幼稚園連合会 副会長	稲川 康代
	栃木県警察本部交通部 総括参事官兼交通企画課長	生井 弘道		栃木県地区交通安全協会女性部連合会 会長	五十嵐 清江

議 事

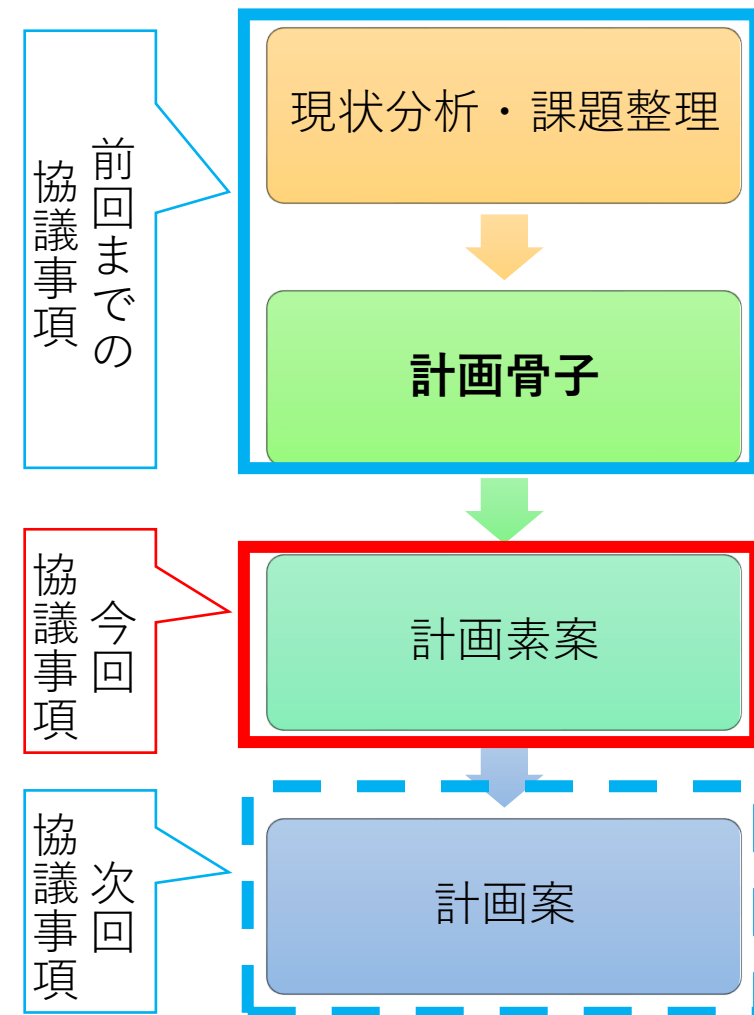
「（仮称）第12次宇都宮市交通安全計画」の素案について

- **趣旨**
（仮称）「第12次宇都宮市交通安全計画」の素案を取りまとめたことから、その内容について協議するもの

■ 目次

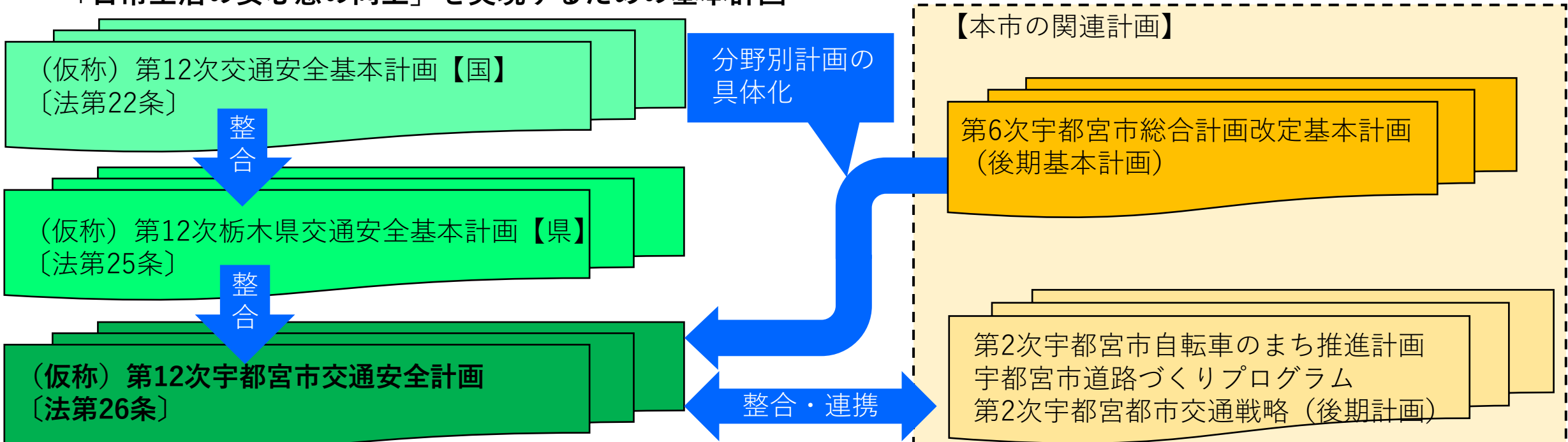
1	前回までの協議事項	5
	計画の概要	5
	現行計画の評価	6
	課題の総括	7
	計画の基本方針	9
2	計画の目標指標・成果指標	11
3	施策事業	13
4	計画の推進体制	16
5	今後のスケジュール	17

協議事項



1 前回までの協議事項（計画の概要）

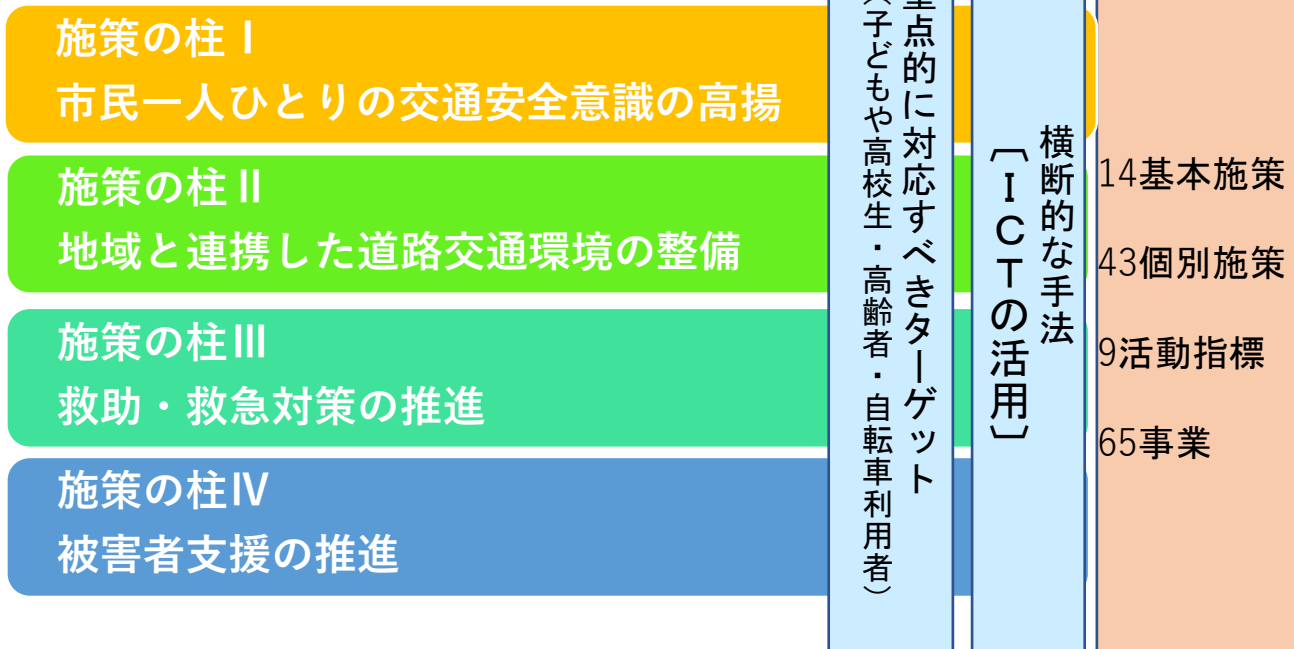
- 計画の目的
交通安全対策基本法に基づき、人命尊重の理念のもとに「交通事故のない社会」を実現するため、計画的・継続的に効果的な交通安全対策を推進し、市民の安全確保を図る。
- 計画の期間
令和8年度から令和12年度までの5か年
- 計画の位置付け
 - ・ 総合的な交通安全対策を推進するため、交通安全対策基本法第26条に基づき作成する計画
 - ・ **第6次宇都宮市総合計画改定基本計画（後期基本計画）の分野別計画「安全・安心の未来都市」の基本施策である「日常生活の安心感の向上」を実現するための基本計画**



1 前回までの協議事項（現行計画の評価）

▼ 第11次宇都宮市交通安全計画の構成

交通事故のない社会の実現



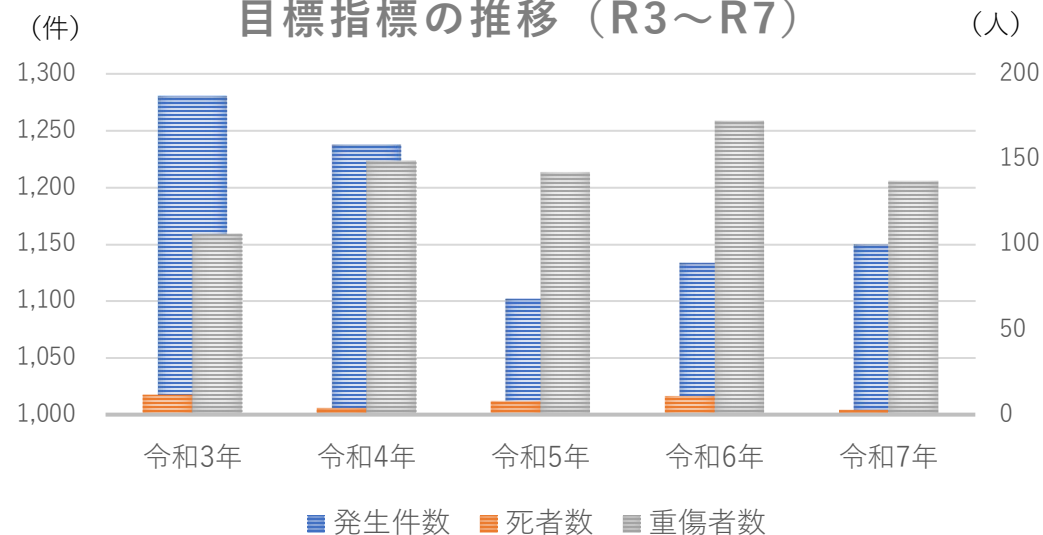
▼ 計画の評価

- 市民一人ひとりの交通安全意識の高揚や、安全・安心な道路交通環境の整備などに係る施策事業を推進したことにより、計画の目標指標である交通事故発生件数、重傷者数は目標値に達成していないものの、死者数は目標値を達成したほか、交通事故発生件数は基準値と比較し減少するなど一定の効果を上げている。
- しかしながら、交通事故死者の状態別では歩行中が最も多いことや、高齢運転者による重傷事故が増加していることなどから、今後さらなる交通安全対策が必要である。

▼ 目標指標の達成状況

目標指標名	基準値 令和2年	目標値 令和7年	実績 令和7年
交通事故発生件数	1,368件	1,040件以下	1,150件
交通事故死者数	13人	8人以下	3人
交通事故重傷者数	131人	90人以下	137人

目標指標の推移（R3～R7）



1 前回までの協議事項（課題の総括）

◎ 課題の総括

第1次計画の実績・評価や、本市を取り巻く交通環境等の変化から導出された課題のほか、第1回交通安全審議会や市民アンケート調査から追加された課題も踏まえ、「市民の交通安全意識の高揚（ソフト）」、「安全・安心の道路交通環境の整備（ハード）」、「交通事故受傷者等への対応」の3つの枠組みに分類する。

市民の交通安全意識の高揚（ソフト）

市民一人ひとりの交通ルールの遵守・マナー向上を図るため、各年代の特性や属性に応じた体系的な交通安全教育に加え、「歩行者」「自転車利用者」「自動車運転者」などの交通モードに応じ本市の交通事故の傾向等を捉えた周知啓発を充実させる必要がある。

交通事故リスクの低減を図るため、公共交通ネットワークの整備の進展に合わせて、さらに公共交通の利用を促進する必要がある。

交通安全教室や地域等と連携した交通安全活動などの従来の取組に加え、デジタルを活用した効果的な啓発などを推進する必要がある。

【特に重視すべき課題】

- 高校生の**自転車の安全利用の更なる促進**
- **高齢運転者の移動手段の見直しを促す機会の充実**
- 駅東側のライトラインの状況を踏まえた交通ルールの周知の強化
- **外国人運転者に対する交通安全教育の充実**

1 前回までの協議事項（課題の総括）

◎ 課題の総括

安全・安心の道路交通環境の整備

安全で快適な道路交通環境を形成するため、データ等の調査分析を踏まえ、地域と連携した交通安全対策を推進し、**歩行環境の確保**や、**自転車利用環境の整備**、**道路交通環境の整備**、**公共交通ネットワークの整備**に取り組んでいく必要がある。

【特に重視すべき課題】

- **人優先の安全・安心な歩行環境の確保**
- **自転車が安全・快適に移動できる通行環境の整備**
- **生活道路の安全対策の充実**
- ライトラインの駅西延伸やバス路線の再編，地域内交通の充実など，**公共交通ネットワークの整備推進**

交通事故受傷者等に対する対応（救助救急・被害者支援施策）

交通事故による負傷者への救急活動の維持向上を図るため、救急救命士の計画的な養成や救急・救助隊員の教育訓練の充実、ドクターカー・ドクターヘリの活用など、**救助・救急対策を推進する必要がある。**

関係機関や支援団体と連携しながら交通事故による**被害者支援の充実を図る**必要がある。

【特に重視すべき課題】

- 交通事故被害者に寄り添ったワンストップによる支援の充実

1 前回までの協議事項（計画の基本方針）

（1）基本的な考え方

- ▶ 超高齢社会の進行などの社会情勢や、ライトラインをはじめとする公共交通ネットワークの充実や自転車のまち宇都宮の推進，都心部のウォークアブルなまちづくりなど，本市の目指すまちづくりによる交通環境の変化に応じた交通安全対策を推進する。
- ▶ 特に重要な課題である「子どもや高校生」，「高齢者」，「歩行者」，「自転車利用者」の安全を確保するための取組を重点的に推進する。
- ▶ デジタルを活用するとともに，地域，関係機関等と連携して交通安全対策を推進していく。

（2）第12次計画の基本目標

導出された課題について性質ごとに分類した「市民の交通安全意識の高揚（ソフト）」，「安全・安心の道路交通環境の整備（ハード）」，「交通事故受傷者等への対応」に関する交通安全施策を「**基本目標（＝施策の柱）**」とする。

課題の分類

市民の交通安全意識の高揚（ソフト）

安全・安心の道路交通環境の整備（ハード）

交通事故受傷者等に対する対応（救助救急・被害者支援）

基本目標（＝施策の柱）

基本目標Ⅰ 市民一人ひとりの交通安全意識の高揚

基本目標Ⅱ 安全・安心な道路交通環境の整備

基本目標Ⅲ 救助・救急対策及び被害者支援の推進

1 前回までの協議事項（計画の基本方針）

（3） 重点的に安全を確保すべきターゲット

計画の目標を達成するため、3つの基本目標において重点的かつ横断的に安全を確保すべきターゲットを設定し、それぞれに成果指標を設け計画をより強力に推進していく。

- ①子どもや高校生 ②高齢者 ③歩行者 ④自転車利用者

（4） 施策体系

基本目標	基本施策
Ⅰ 市民一人ひとりの交通安全意識の高揚	(1) 各年代の特性や属性に応じた段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
	(2) 歩行者の安全な通行に向けた周知啓発の推進
	(3) 自転車安全利用の促進に向けた周知啓発の推進
	(4) 自動車運転者の安全運転の確保に向けた周知啓発の推進
	(5) NCCの推進を踏まえた交通安全教育・周知啓発の推進及び公共交通の利用促進
	(6) 地域等と連携した交通安全活動の推進
Ⅱ 安全・安心な道路交通環境の整備	(1) 人優先の安全・安心な歩行環境の確保
	(2) 安全で快適な自転車利用環境の総合的整備
	(3) 交通安全に配慮した道路交通環境の整備
	(4) 誰もが安全・安心に移動できる公共交通ネットワークの整備
Ⅲ 救助・救急対策の推進及び被害者支援の推進	(1) 救助・救急体制等の推進
	(2) 応急手当の普及啓発活動の推進
	(3) 関係機関と連携した被害者支援の推進

2 計画の目標指標・成果指標

(1) 計画の目標指標

交通事故のない社会の実現に向け、計画期間である令和12年までに達成を目指す客観的な指標を設定する。指標の設定にあたっては、国や県における交通安全計画の指標との整合を図るとともに、第11次計画からの継続性やこれまでの経年的な変化の検証や評価の容易性を考慮し、以下の3項目を指標とする。

目標値の設定にあたっては、現行計画と同様に、国の目標値を本市の人口規模に換算すること及び、現行計画期間の増減率から算出することを基本とする。

ただし、本市の実情を踏まえたトレンド推計とも比較しながら、より積極的な目標値を設定する。

指標名	現状値 (R7)	現行計画 目標値 (R7)	次期計画 目標値 (R12)	現行計画と 同様の手法	トレンド推計 (指数回帰)
交通事故死者数【国・県同様】 ※交通事故の発生から24時間以内に死亡した者の数	3人	7人以下	3人以下	7.8人 (国の目標値を本市の人口規模に換算)	1.9~3.8人
交通事故重傷者【国・県同様】 ※交通事故により受傷し全治1か月以上(30日)と診断された者の数	137人	90人以下	80人以下	82.2人 (国の目標値を本市の人口規模に換算)	131.5~220.9人
交通事故発生件数【市独自】 ※人身事故の発生件数	1,150件	1,040件以下	840件以下	1023.1件 (現行計画期間の減少率から算出)	844~953件

【設定の理由】

交通事故のない社会の実現に向け、国や県と同様に死者数及び命に関わり優先度が高い重傷者数を目標指標として設定する。市においては、市民の日常生活におけるより一層の安心感の向上につなげていくために、交通事故の発生件数を本市独自の目標指標に設定する。

2 計画の目標指標・成果指標

(2) 重点的に安全を確保すべきターゲットにおける成果指標の設定

本計画の目標指標を着実に達成するため、重点的に安全を確保すべきターゲットにおける成果指標を設定する。

指標の値の設定にあたっては、計画の目標指標で設定した「交通事故発生件数」の令和12年の目標値(840件以下)を踏まえ、これまでの事故全体に対する重点ターゲットの関係する事故割合から算出することを基本とし、トレンド推計による予測も確認しながら値を設定する。

なお、いずれの方法でも現行計画の指標の値を上回る場合は、現行計画の目標値を設定する。

重点ターゲット	指標名	現状値 (R7)	現行計画目標値 (R7)	次期計画目標値 (R12)	事故割合から算出	トレンド推計 (指数回帰)
子どもや高校生	子どもが関係する交通事故発生件数	87件	60件以下	55件以下	58.9件	77.9~89.6件
	高校生が関係する交通事故発生件数	108件	60件以下	60件以下	62.9件	101.4~114.9件
高齢者	高齢者が関係する交通事故発生件数	410件	400件以下	300件以下	302.0件	316.1~341.7件
歩行者	歩行者が関係する交通事故発生件数	143件	—	95件以下	97.3件	139.9~150.2件
自転車利用者	自転車関係する交通事故発生件数	365件	270件以下	270件以下	279.3件	274.0~399.6件

3 施策事業

■基本目標 I 「市民一人ひとりの交通安全意識の高揚」

市民一人ひとりが交通社会の一員として交通ルールを遵守し、自他の生命を尊重するなど責任をもって行動できるよう、各年代の特性に応じた交通安全教育や、歩行者、自転車利用者、自動車運転者それぞれに対する周知啓発、地域等における交通安全活動を推進する。

また、自動車から公共交通への転換を進めることにより、交通事故リスクの低減を図るため、公共交通の利用促進を推進する。

【主な事業】

- ・子どもから高齢者まで各世代を対象とした各種交通安全教室の実施
- ・日本語学校等と連携した外国人市民に対する交通安全に関する啓発の実施【新規】
- ・歩きスマホ防止に係る周知啓発の実施【新規】
- ・市公式 SNS 等を活用した自転車利用者への効果的な啓発の実施【新規】
- ・（仮称）「宇都宮市自転車安全利用推進事業所」の認定事業の実施【新規】
- ・高齢者運転免許証自主返納促進事業の実施【新規】
- ・ライトラインに関する交通ルールの周知
- ・公共交通の利用促進・運賃負担の軽減

※ 【新規】は次期計画から新たに位置づける事業

※ 構成事業及び活動指標の一覧は別紙 1 概要版を参照

■基本目標II「安全・安心な道路交通環境の整備」

安全で快適な道路交通環境を形成するため、交通事故データ等の分析を踏まえ、地域と連携した交通安全対策を推進し、**歩行者・自転車の安全で快適な通行空間や道路交通環境の整備**を推進する。
また、誰もが安全・安心に移動できるよう、ライトラインをはじめとする階層性のある**公共交通ネットワークの整備**を推進する。

【主な事業】

- ・ **都心部における官民協働による人中心の居心地の良い街路空間の形成【新規】**
- ・ 自転車通行空間の整備や維持・修繕の実施
- ・ **走行データ等を活用した調査分析及びゾーン30プラス等交通安全対策の実施【新規】**
- ・ ライトラインの駅西側整備など、公共交通ネットワークの整備

- ※ **【新規】は次期計画から新たに位置づける事業**
- ※ 構成事業及び活動指標の一覧は別紙1概要版を参照

■基本目標Ⅲ「救助・救急対策及び被害者支援の推進」

交通事故による負傷者の被害を最小限にとどめる救急活動を維持向上させるため、**救助・救急体制を充実**させる。

交通事故被害者等を支援していくため、県や犯罪被害者等を支援する団体と連携し、交通事故相談事務等の充実や**被害者支援**に関する広報啓発等を推進する。

【主な事業】

- ・救急救命士の計画的養成
- ・自動体外式除細動器（A E D）の使用方法を含めた応急手当講習の実施
- ・交通事故被害者に寄り添ったワンストップサービスの実施
- ・被害者支援に関する理解促進

※ 構成事業及び活動指標の一覧は別紙1概要版を参照

4 計画の推進体制

(1) 庁内の推進体制

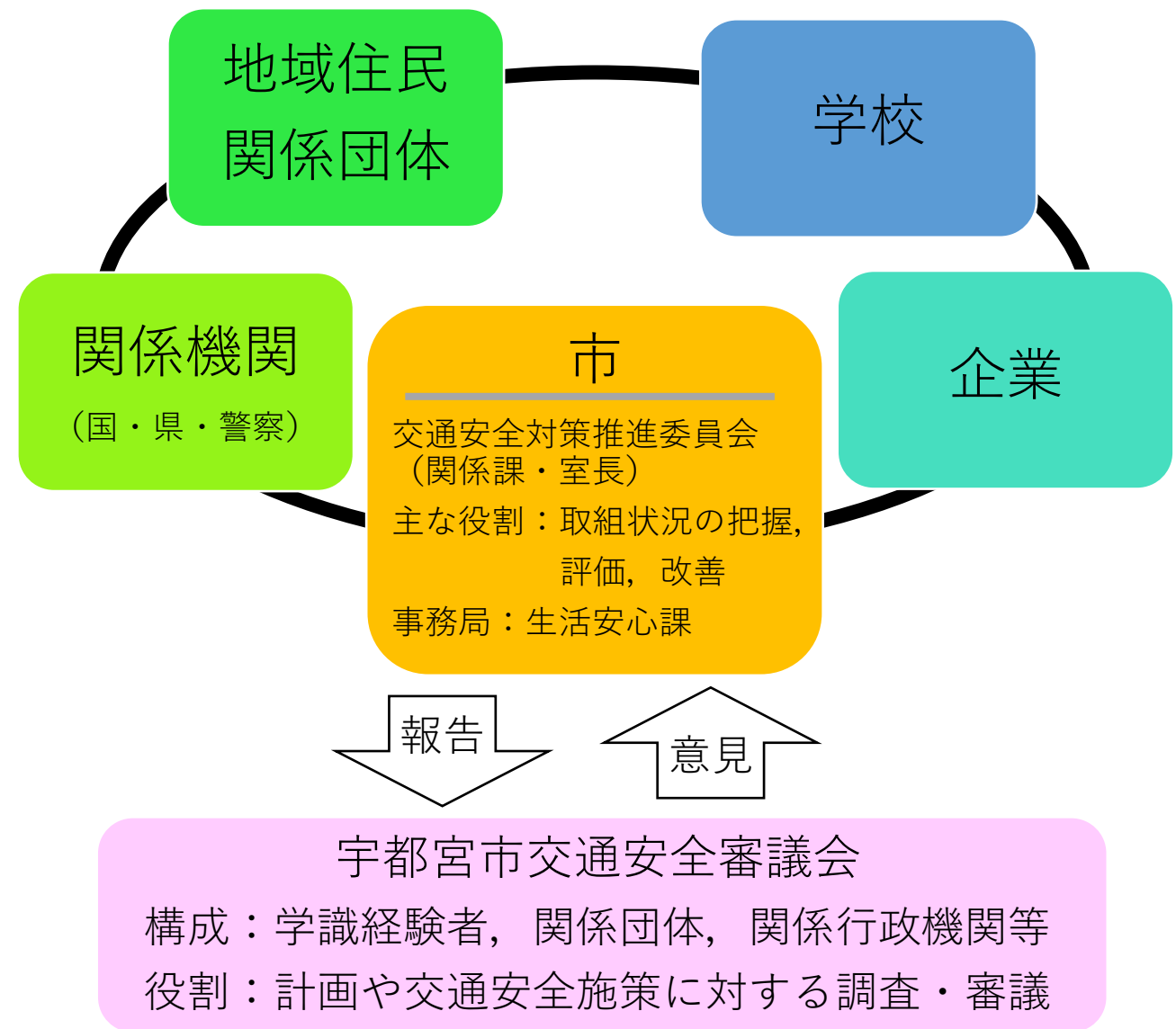
本計画を着実に推進していくため、**交通安全対策推進委員会**において**取組状況の把握や評価、改善等を行う**とともに、庁内関係課・室と日頃から情報共有や意見交換を行うなど連携の強化に努め、施策事業の効果的な推進を図る。

(2) 庁外の推進体制

究極的な目標である「交通事故のない社会」の実現に向け、地域や学校、警察等の関係機関と緊密な連携・協力を図りながら各種交通安全施策を展開するとともに、地域住民の主体的な活動を促進し、各地域の実情に即した交通安全対策を実施する。

また、学識経験者や関係団体等で組織される「**宇都宮市交通安全審議会**」において、**毎年度、本計画の成果指標や活動指標の進捗状況等を報告し、意見を聴取することにより、計画の着実な推進を図る。**

[推進体制のイメージ図]



5 今後のスケジュール

